

開会 平成21年3月6日  
 閉会 平成21年3月12日  
 開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（3月11日）

出席議員 8名  
 1番 久慈省悟 君 2番 藤山松久 君  
 3番 木村青坂 君 4番 田館本慈 君  
 5番 青坂 君 6番 修清淳隆 君  
 7番 本 君 8番 一剛司一 君  
 君 君 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  
 村長 古川正隆 君  
 教育長職務代行者 木村春美 君  
 会計管理者 八戸通正 君  
 総務課長 川戸青木 君  
 総務課調整監 八戸青木 君  
 住民生活課長 八戸青木 君  
 住民生活課調整監 八戸青木 君  
 産業振興課長 坂青木 君  
 代表監査委員 坂青木 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名  
 事務局長 太田信雄 君  
 議会事務局主幹 中川 君  
 君 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名  
 6番 松本淳司 君  
 7番 坂本 君

議事日程（第1号）

第1 一般質問 6番 松本淳司 議員  
 第2 一般質問 3番 木村修 議員  
 第3 一般質問 7番 坂本豊 議員  
 第4 一般質問 2番 藤田修一 議員  
 第5 一般質問 1番 久慈省悟 議員

午前9時35分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

一 日程第1 一般質問 6番 松本淳司議員

○議長（久慈隆一君） 日程第1、一般質問を行います。  
今回の一般質問の通告は5名です。通告順に一般質問を行います。

6番松本淳司君の質問を許します。

○6番（松本淳司君） おはようございます。6番松本でございます。

本日は、4点の一般質問をさせていただきます。

1点目として、ごみ処理問題に関して、2点目が介護保険の助成ということに関して、そして3点目として、よもぎ温泉の温泉券の無料配布について、4点目として、役場職員  
の退職者による職員がかなりの数削減されるわけですけれども、今後の対応についてと、  
以上4点、質問させていただきます。

まず、ごみ処理問題について伺います。

青森市とごみ処理の計画がどうなっているかということに対して伺いたわけですけれども、昨年、外ヶ浜とのごみ処理場の建設計画が破綻して、その後、青森市とのごみ処理  
計画ということでの説明があったわけですけれども、現時点でどのような状況で進められ  
ているのか、お伺いします。

2点目として、外ヶ浜町とのごみ処理場建設の時点でホタテの残渣の処理も同時に行い  
ますよということだったわけですけれども、それが青森市とごみ処理計画を進めることによ  
ってホタテの残渣の問題が浮上してまいりました。そのことを昨年12月の定例会の時点  
でお伺いしたときは、その後、漁協の皆さんと協議して進めていきますよということであ  
ったわけですけれども、その後、残渣処理の計画がどうなっているのかということをお伺い  
します。

そして、3点目として、焼却ごみを出さない取り組みということで分別してリサイクル  
、または資源化の方法がありますけれども、今後村としてどのような取り組みを考えてい  
るのかお伺いしていきたいと思えます。

4点目として、これも12月の定例会で質問したわけですけれども、福岡県の大木町の取  
り組みというのが大変私たちの村の環境に適したごみの処理方法ではないかと、そのよう  
に思うわけですけれども、そのことを12月に伺った時点では取り組まないという方針で  
あったわけですけれども、その理由をお伺いしたいと。

以上4点、まずお答えいただきたいと思えます。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） まず、第1点目の青森市とのごみ処理計画はどのように  
進められているのかについてお答えいたします。

現在、青森市並びに外ヶ浜町が整備を進めておりますごみ処理施設は、平成19年1月11  
日に策定しました東西地域循環型社会建設推進地域計画に基づいて行われております。本  
村が外ヶ浜町のごみ処理施設に委託しないこと、また青森市の新しいごみ処理施設に委託  
すること、また外ヶ浜町がごみ処理施設を建設することなどの点について当該計画の変更  
が必要になりましたので、去る2月の20日、県の環境政策課並びに青森市清掃管理課と、  
あと外ヶ浜町の生活環境対策室の担当者が、仙台市にあります環境省仙台環境事務所に出  
向きまして計画の変更内容について説明をしております。この説明によりまして国への手  
続は終えております。したがって、これからは当該計画に基づきまして進めていくこ  
とになるわけですけれども、具体的に本村のごみ処理方法につきましては昨年の12月に青  
森市に文書で依頼しております、その文書の中に協議事項として、可燃ごみの焼却、不  
燃ごみの処分、焼却灰の埋め立てなどの委託についての協議事項として依頼してあります  
ので、これからこれらの協議事項に基づきまして青森市との協議を始めていくというふう  
に考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） それでは、ホタテ残渣処理計画、どのように進んでいる  
かということについてお答えします。

まず、ホタテ残渣のごみの種類、まず一般事業所系の廃棄物、一般廃棄物ということに  
なります。先般、漁業協同組合の理事の方々から役場へ来まして残渣処理の計画を提出いた  
しました。それによりまして、年間70トン処理する計画でございます、総事業費255万  
5,000円という数字が出てまいりました。そこで漁協の理事の方々からは30%の助成金  
をお願いしたいということになりました、財政と協議の上で平成21年度当初予算に76万7,0  
00円を計上してございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 3点目の焼却ごみを出さない取り組みとして分別してリ  
サイクル、または資源化の方法がありますということで、今後の村としての取り組みに  
ついてのご質問についてお答えいたします。

基本的に、ごみを少なくするには分別が効果的な方法であるとは認識しております。現  
在、村では燃えるごみ、それから燃えないごみ、それから空き缶、ペットボトル、ガラス  
瓶などの資源ごみ、それからあとダンボール、古新聞、雑誌等の古紙などに分別して収集  
しています。ごみの焼却は現在トン当たり1万3,000円余りの処分料がかかっています。  
いずれにいたしましても、焼却ごみの中で重量として一番占めているのが生ごみでござ  
いますので、この生ごみの分別方法、また再利用も含めて、また生ごみ以外のごみの分別  
方法等も来年度の平成21年度からどういう方法がいいのか検討していきたいと考えており  
ます。

それから、第4点目の大木町の取り組みについて蓬田村では取り組まない、その理由を  
伺いたいということですが、現在本村のごみ処理は青森市を中心にした外ヶ浜町、  
今別町などからなる青森地域広域事務組合を組織して処理しております。ごみの処理は施  
設をつくる際にも多額の金額も要しますし、維持管理等を考えると、これもまたか  
なりの金額がかかりますので、いずれにしても今後ともこの青森地域広域事務組合の枠組  
みの中で処理していくべきと考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 4点、お答えいただきました。再質問させていただきます。

青森市にごみ処理を委託した場合、今後の、外ヶ浜の場合は賦課金等が発生したわけですが、青森市の場合はトン幾らという単純に出したごみの分だけの料金でいいのかわかりませんが、その辺を1点、確認したいと思います。そしてまた賦課金なりということが発生して維持管理も、蓬田もその面積、もしくは利用割合で賦課されていくのか、その点をお答えいただきたいと思っています。

2番目のホタテの残渣の計画ですけれども、漁協の方々とお話しして年間70トンで255万7,000円のうちの30%を助成してほしいということで予算化しているわけですが、今後この形を継続していくのかというのが1点。

そして、今の残渣の問題ということになりますと、漁業者自体がどういう体制で回収して、どういう形を漁業者が残渣の回収方法なりを望んでいるのか、その辺まで協議されているのかということをお伺いしたいわけです。というのは、陸奥湾の環境の環境汚染の問題でか最近では厳しくなってきたりして、作業場付近でのことも結構指摘されていると伺っています。これら環境汚染に関しては行政の指導というものも当然必要になってくるかと思うわけですが、それらの残渣の取り組み、ただの処理に対しての助成ということだけじゃなくして残渣全体、陸奥湾全体の汚染、漁業者が今後どのように取り組むかということまで協議されているのかということをお伺いしたいと思っています。

それから、3点目のリサイクルの資源化ですけれども、先ほどトン1万3,000円、今かかっていますよと、生ごみがその割合の多くを占めていると、そうした答弁の中で生ごみのことも含めて再利用を考えていきたいということでも答弁があったわけですが、やはり大木町でも生ごみをそのままで、幾ら分別しても生ごみは生ごみで焼却ごみという処理した場合、大木町の今までの取り組みの中でこのグラフを見ても、ごみの焼却量というのがほとんど落ちていなかったと。大木町なんかでも全町で分別を開始したのが平成9年から開始しています。しかし、その後も生ごみの量なり可燃ごみの量というのが右肩上がりです。どんどんふえてきていると。その後、生ごみをプラントで処理するようになった平成17年以降、平成18年からは、それが30%、40%という極端な数で落ちていっています。ですから、ただ分別してという取り組みというのはごみの量、全体量を減らすことにはつながっていないかという結果がはっきりあらわれています。

また、分別というのが、大木町も20分別から始めて、今現在は18分別で取り組んでいるわけですが、分別の数がふえてくれば従来の回収方法が無理になってくるということが一つあります。そうした場合、住民の協力が当然必要になってくるわけで、その辺での今後、来年度から調査していきながら住民に対する理解がまず必要になってくると思います。その辺での住民に対する啓発活動といいますか、それらの取り組みをどのようにしていくのかということをお伺いしたいと思っています。

それから、4点目の大木町での取り組みをなぜしないのかということに関して、やはり金額的な問題と広域事務組合という二つの問題があると思うんですけれども、大木町が循環型のごみ処理施設をつくるから住民の意識が変わってきたということをお話されています。何人かの住民にもお話を伺ったんですけど、やはりごみに対する認識がかなり変わってきて、お互いに協力し合ってきたごみを出さなくなってきたということが一番住民同士でも結果として大変よいことであるというふうな言い方もされていきました。また、スーパーとか食堂とかでもごみを出さない取り組みをしてきていると。大木町の食堂なんかでも割りばしとかは使わず、はしなんかでも洗って、また使えるようなそういうものに変えてきている。そしてまた、イベントなんかでも、よく我々は簡単な使い捨ての発泡スチロールの皿とか紙製のものを使うわけですが、そういうものも一切使わなくなったと。全部洗って使えるようなそういう取り組みに、どんどん住民みずからそういう取り組みをしてきていると。ですから、可燃ごみの量というのがどんどん下がっているのははっきりしているわけですが、やはりそういう認識になるまでというのはかなりの時間が経過しています。ですから、そうした住民に認識させるという意味でも住民の説明なり啓蒙する活動ということは大変重要になってくるわけですが、ただ、生ごみを処理して有効的に資源ごみとして、また有機肥料として使用していくということに対して住民がとてもそこに納得して協力しているということがはっきり言われています。ですから、ただ分別して、その結果どうなるかというのは、ごみの量も大した減らない、分別の手間はかかるということだけではなかなか進んでいかないよということをお話していたわけですが、その辺、どのように考えられるかということをお伺いしたいと思っています。

それから、広域事務組合の枠の中で取り組んでいきますよと、金額的にもそういう施設はかなりの多額の費用を要するというものであったわけですが、大木町にあるプラントは規格製品というものがなくて、例えば大木町であれば人口1万4,500人、世帯数が4,300という、その規模に合わせた、その人口プラスアルファでの規模で現場で設計するわけですね。ですから、蓬田の人口に合った、例えばその4分の1ぐらいの蓬田の人口であれば、その規模に合ったプラントをつくりましますよという、金額もその関係でかなり落ちますよということがありました。

大木町のプラントは循環型のプラントだけで5億2,000万円、外部の装備として肥料を散布する液肥の散布車両とか、そしてまたその液肥を貯蔵しておくタンク、車庫など全部入れても、国からの助成が2分の1ありますので3億円ぐらいで済んでいると。トータル3億円で大体1億5,000万円ぐらいの返済で済んでいるということです。大木町で従来、今まで可燃ごみ、生ごみも可燃して、それらにかかった経費と今行っている大木町の取り組みでの経費というのが、6,000万円ぐらい従来の取り組みよりも経費が浮いているという事実があります。

蓬田の場合であっても、今広域事務組合で蟹田地区の施設管理運営費ということで大体1億、そしてし尿に関しては今別も一緒にやって蟹田地区のし尿処理に関しては3億3,000万円、4億3,000万円ぐらいかかっているわけです。その分での広域に対する蓬田の負担分が恐らくパソコンも入って9,000万円ということになっているわけですが、その半分強をもしごみ問題として9,000万円の見たとして、委託料の2,000万円となるとや

はり大体 7,000万円から 8,000万円ぐらいごみ処理に関して村から持ち出されているということになるかと思えます。これはあくまでも私の試算ですけれども、ですから、例えば少なくとも見積もって六、七千万円、ごみの処理にかかったとすれば、蓬田村でも大木町のようなプラントをつくって生ごみを完全に処理して、そのほかほかのごみを大木町みたいな18分分別ぐらいて焼却ごみの数を減らしていくということになれば、ごみの委託する青森に払う金額もかなりの単価で落ちてくるし、そして建設費も大木町並みの規模のものをつくっても1億5,000万円ぐらい。それを10年なり20年なりの起債で返済していくということになれば、年に2,000万円も返済すれば間に合うような計算になってくるわけで、職員を1人張りつけしたとしても年に3,000万円かそれぐらいの経費で済むという計算になるのではないかなと私が勝手に電卓をはじいているわけですが、そういうことを考えた場合、決して経費的には大きくは膨らんではいかない。逆に少なくなっていく。そしてまた、そのことによって住民がごみを出さない認識がどんどん高まっていくということになってくれば、やはり取り組まない手はないだろうと、そのように思うわけですが、その点も含めてもう一度お答えいただきたいと思えます。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） まず、第1点目の青森市にごみ処理を委託した場合の負担方法でありますけれども、これにつきましては、ごみの焼却量に基づいて負担することになります。

第2点目のごみの分別についての住民への啓発ということもございますけれども、いずれにたいしましても役場の方で案をつくりまして、それに基づいて現在のごみ処理をしています広域など、そういう関係者との協議も必要ですし、それを踏まえて住民の方には当然説明会なりそういうふうなことをしていく必要があるというふうに考えております。それから、第3点目のごみの減量化ですけれども、役場としても分別すればごみが減るというふうには単純には考えていないですけれども、いずれにしても、ごみは私どもも含めて住んでいる人たちが出すものでございますので、その住んでいる人たち、すなわち住民の方々の意識も大変重要になってくるのではないかとこのように考えていますので、いずれにしても、ごみを出さない方法も並行して考えていく必要があると思えます。

それから、あと大木町の施設につきましては、確かに資料の方を見ますと、かなり工夫した施設で、また運営もなされていますけれども、ただ大木町は人口面からいって1万4,000人、加えてそれから推測すれば年間の予算規模がまず五、六十億円ぐらいになるのではないかと。そういうことからしても単純に我が蓬田村でそれに倣って新たな施設づくりをして、ごみ処理、ごみからし尿まで対応していくべきかは大変なりの検討をしていく必要があるし、現在でも、先ほども言いましたけれども、青森市広域事務組合の枠組みの中で支障がない程度で運営されているその辺も踏まえていく必要があるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） 残渣処理についてお答えします。

外ヶ浜町との合同での残渣処理を漁業者の方々も多分期待していただろうと思えます。ですので、これは継続事業としていきたいと思えます。

あと、それから収集についてなんですけれども、計画には収集の計画も入っています。その中身はちょっと存じ上げない……、収集計画も入ってございます。多分漁業者の皆さんも監視が厳しくなってきたのを自分たちも知っていますので、その辺は陸奥湾を汚さないようにこれからもお話ししながらやっていきたいと思えます。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 青森市の場合の一つ確認、最後の確認したいんですけれども、出した量で負担金が決まるということであれば、例えばほかの、村自体独自のほかの取り組みしてごみの量が極端に減った場合でも何ら差し支えないということなのか、1番の青森市とごみ処理問題に関して伺います。

2番目の残渣問題に関しては、行政として今後どのように指導されていくのかを伺います。

そして、3番、4番のリサイクルの関係ですけれども、啓発活動はしていくということですが、それは十分お願いしたいわけですが、ただ、大木町での取り組みがやはり人口、予算規模が違う、この小さな村では大変厳しいというふうなお答えだったわけですが、現在広域事務組合に、例えば広域事務組合に対して9,000万円、そしてごみの処理委託料として2,000万円予算計上されて1億1,000万円、広域事務組合とごみの処理に予算計上しているわけですが、この広域事務組合はごみだけじゃなくてほかの事業も入っているわけですが、ただ、広域事務組合でこれだけの金額を負担しているのが本当にこの小さな村として正解なのかということ若干疑問に思ったわけですが、確かに大木町のように自前で処理施設をつくった場合、人件費も職員の張りつけということも必要になるわけですが、現在広域事務組合での職員の張りつけというのは、今別と一緒にしているし尿処理、それから蟹田の広域のごみ施設、それらをトータルしますと11名の職員の方が張りつけされています。蟹田地区の環境センターに2名、そして上磯地区クリーンセンター、これは今別と一緒にしたし尿処理場ですが、ここに6人、上磯地区のストックヤードに3人、それで11人、正規の職員が雇用されています。そしてまた臨時職員として蟹田地区の環境センターに3人、上磯地区クリーンセンターに1人、上磯地区ストックヤードに2人ということなので臨時職員が6人、これは蓬田に関係あるものだけで正職員が11人、臨時6人という職員を抱えているわけでありまして、ですから、当然この職員の経費もこの9,000万円の中に含まれてくるわけですが、こうした負担を考えると、大木町の蓬田の人口の4倍以上の規模でも職員1人張りつけ、パート2人ぐらいでそれを経営しているわけですが、ですからそうした人件費等を考えると必ずしも広域の場合の方がメリットあるとも私には思えない。負担金にしても、大木町であれば確かに4倍の予算規模が単純にあるかもしれません。そのかわり施設も4倍の施設であって、単純に経費が4分の1になると考えられないですけれども、それが半分になっても1億5,000万円の起債で、それを年1,500万円返還していけば10年で返済できるわけでありまして、ですから、それに職員を張りつけしても、年にかなり多く見積もっても3,000万円ぐらいで生ごみとし尿処理は達成できるんじゃないかなと、そのように思うわけですが。

そして、もう一つ、このメリットは鶏ふんも回収できるということであり、大分県かどこかに鶏ふんとか畜産のふん尿を専門に循環型にして回収して、ガスを燃料にしているという施設があるようだけれども、同じつくりださうです。ですから、一般生ごみ、そして一般尿、そして蓬田であれば養鶏家がいっぱいいるわけで、そこで発生される鶏ふん等も十分再処理可能ですよということの説明を受けてきたわけだけれども、そうしたメリットを考えると十分取り組む要素といたしますが、今後取り組んで蓬田村はこういうみに対しての考え方で取り組んでいまして、今後取り組むべきという物すごいアピールと、もう一つは、住民のごみに対する認識ということを考えて、とてもメリットある取り組みと考られるわけだけれども、最後にその3点をお伺いして、ごみ問題を終わりたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） まず、第1点目の焼却ごみの委託する量が減った場合、負担金額が少なくなるのかということであり、これにつきましては、そのように委託するごみの量が少なくなれば支払う金額も少なくなるというふうに考えております。

それから、第2点目の大木町の施設につきましては、やはり何度も言いますけれども、現在の蓬田村の財政状況並びに今後国の方の地方交付税とかそういうふうな手だてが、現在は二、三年前よりはいいんですけれども、来年以降、再来年以降どういうふうになるかが大変不透明です。現在のところ新たな、広域事務組合の枠組みを抜けて新たな施設づくりに投資するだけの余裕があるかどうか、その辺は大変、はっきり言わせて私としてはいいのではないかと、そういうふうには考えていますので、現在のところは新しい施設づくりに投資するのは無理があるのではないかと、そういうふうには考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） では、残渣についてお答えいたします。

まず、今までは外ヶ浜町との処理計画で来ましたが、これからは事業として継続するという形で、まず事業として扱うとすれば実績報告書、それなるものが出てきますので、その時点で資料ができると、そう思っています。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） ちょっと質問を逃しました。1点確認していいですか。

○議長（久慈隆一君） 今、松本議員の2番目の質問で行政としての指導という質問があったわけですが、それをどう考えているかということなんです、産業振興課長。

暫時休憩します。

午前10時09分 休憩

一 午前10時14分 再開

○議長（久慈隆一君） では、休憩を取り消し会議を再開します。

松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 次の質問に入ります。介護保険に関して質問させていただきます。

介護保険料が3年目の改定の時期を迎えて今回また上がるわけですが、高齢者世帯からは大きな不満が出ております。年金生活者などに対しての助成というものをできないのか伺います。

そしてまた、2点目として、介護保険をこれ以上上げなくて済むような対策というのは考えられないのか。その2点、お伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課調整監。

○住民生活課調整監（青木昭信君） まず、1点目についてご説明いたします。

年金受給者の方は本当は大変なんだと、いつもそう思っております。これ制度ですので、やはり給付と負担とそういう公平の確保からいきまして、やっぱり皆さんにご理解とご協力をお願いし、今のところ助成は考えておりません。

それから2点目でございます。介護保険料を下げるの一言で言えば給付を下げればいんですけれども、そればかりでなく、やはり心身ともに自立し、健康な住民をやっぱり増加させ、家族の支援や介護を必要とする住民をまず減らすことがやっぱり最大の要因ではないかと、そういうふうには考えております。中年期、40歳から64歳の生活習慣病の増加と高齢者、要するに65歳以上ですが、の生活不活発病をどうしたら予防できるのか、また住民の皆さんも積極的に村の介護予防事業等に参加し、住民と行政が話し合い、介護保険制度に対する意識等をやっぱり変える必要があるのではないかと、そういうふうには考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 助成金は考えていないということと、そして今後介護保険料を上げなくてもすむ対策ということで、そういう心身ともに健全な高齢者、そしてまた村で行っているそうした取り組みに対しての積極的な参加ということがやられたわけですが、先般、介護保険に関しての会議があったんですけれども、村でそういう予防介護なり形で幾ら呼びかけて元気な高齢者を目指すとしても、参加する人が年々少なくなってきた大変困っていることを伺いました。ですから、その取り組みの内容といたしまして、今年度どういう形でそれらの問題を解決していくのかということもあわせてお伺いします。

それから、年金受給者での負担は大きいということは認められているわけですが、大変だと思えます。例えば50万円弱の国民年金だけで生活している人でも年間6万……、国保、高齢者の保険料等を足すと6万強になって、月の生活費が3万二、三千円しか残らないような状況になっているわけでありまして。

一つ確認したいのは、すべてのそういう高齢者に対して助成というんじゃなくして、最近いろいろこういう保健師さんとかのお話を伺いますと、介護保険を使わないと損だというふうな発想が最近見えてきているというふうには伺っています。せっかく保険料払って何も使わないというのは損するという、隣の人は週に何回来てふる入れてもらったりということをしてもらって、自分たちもそれ、自分の家の人にやらせたらいいし、本人もやってもらって使わなきゃ損するみたいな発想というのが何か生まれてきているん

じゃないかなといふうなことを伺っています。ですから、介護保険を利用しなかった高齢者に対して例えば幾らか軽減するとか、使わない人を奨励するみたいな、使わないで頑張っている人が一生懸命足腰使っている運動して体力回復して介護保険の世話にならなかったと、そういう人に対して何か奨励するような対策というのに対して取り組んだ場合、そうした自分も元気にしろという気持ちにならなくていくんじゃないかなという気がするわけで、そうした全部に対して補助をするというのじゃないかなという気がするわけです。帯なりに助成している、軽減していくという取り組みは考えられないのか。

それからもう1点が、800万円の予算で予防介護ということで事業計画しているわけですけれども、先ほどの調整監からも説明あったわけですが、今までと違ったその予防介護の取り組みということ、今まで村1カ所とか割と大きいロットでやってきたわけですが、各地域なり各地域の班なり、そうした小さいところまで入って行って、隣近所の人たちが集まって何かお話を聞いたり運動したりできるような取り組みというのが必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺での取り組みを変えながらもやってみようということができるのか。

それからもう1点が、第4期の介護保険の計画書があるわけですが、この計画書の推計を見ますと、高齢者の数がふえていくのと一緒に介護にかかる金額が上がっていきまますよというふうには推計されているわけですが、ただ、不思議な点が一つありまして、1期、2期、3期、今4期目になるんですけれども、の改定のときでの介護認定の比率がどんと変わっているというのがちょっと不思議なんですけれども。1期の平成12年から14年までの介護認定者と2期の平成15年から17年、この年、下がった年ですよ、2期目が、介護保険料が。そのとき認定者が36減っています。2期目に人口がふえている。3期目に介護保険料が上がった平成18年から一気にまた64人ぐらいどんとふえているという。介護保険料が下がれば認定者が下がる傾向にあって、介護保険料が上がれば認定者がふえるという、何かそういう傾向にあって、今4基目にまた介護保険料が上がるわけですが、また認定の数がふえるんじゃないかなという感じするわけですが、1期、2期、3期の人口の変動といいますか、これはどのように受けとめているのか、あわせてお答えできればと思います。以上、お答え願います。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課調整監。

○住民生活課調整監（青木昭信君） まず、1点目の予防というか、その介護の取り組みですけれども、村では平成20年度は週2回、月、金、中沢から高根までの送迎バスを出して一般の高齢者の教室を開いております。内容としては、まず御飯を食べたり、おふるに入ったり、マッサージュ等々をして、そういう皆と会って楽しくお話しとか、一つはそういうあれでもって閉じこもりとか、そういうのをまず解消していると、そういう事業をまず取り組んでおります。

それから、介護保険をまず利用していない人にまず助成できないかと。原則的にはしないんですけれども、もしできるとするならば、国とか県とかの指導がやっぱり入るんじゃないかと。そうするとやっぱり県なり国なりに印象が悪くなれば、やはり介護保険の補助金等にも影響してくるんじゃないかと、そういうふうなことなどを考えますと、今のところは利用しない人にもそれは助成することはできませんと考えております。

それから、済みません……

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

— 午前10時26分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開します。

住民生活課調整監。

○住民生活課調整監（青木昭信君） それでは、後ほど今のことについて資料、計算したという分析した資料を後で提出したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 介護保険を使わない人に対しての助成ということになれば国なりからの印象が悪くなるという答弁あったわけですが、私は逆じゃないかなというふうに思います。保険を使わない人間、健康な高齢者がふえるような対策、取り組みをするのに印象は悪くならないんじゃないかという感じするわけですが、その辺、本当にそういう国からのペナルティーなりがこういう取り組みに対して発生するならば、調査して、その後報告したいと思っています。何か使わなければ損するという、そういう感覚が1号の被保険者の方にふえてきますと、これはどんどん上昇していくと思うわけです。ですから、ごみに関しても金払うんだから出したっていいんだというんじゃないで、出さないという気持ち、そしてまた保険にしてもできるだけ使わないという、自分らが自分の体を、健康は管理していくというそういう取り組みがお互いに自分たちの負担を軽減していくことになっていくと思うんですけれども、その方向に向けての指導というのが大変重要になってくると思います。

それで、800万円の予算の予防介護ですけれども、従来どおりやるような報告であったわけですが、ただ何らかの形を変えないと、現場で働いている方々は参加者がどんどん減少して効果が出ないということを話しているわけですので、その辺での調整して参加できる取り組みというのが必要であって、やっぱり予防介護の必要性というのはどこでも認識を新たにして取り組んでいるわけでありまして、そうしたことへの取り組みが介護保険を引き下げる一番の要因になると思うわけですが、そのことをあわせてもう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 現在、介護給付サービスがふえないようにするための、伸びないようにするための予防事業といたしましては、一般高齢者教室とあと特定高齢者教室を開催しております。一般高齢者教室の平成19年度の参加者数を見ますと延べ1,104名となっております。また、特定高齢者教室の方の延べ参加人数が235名となっております。いずれにいたしましても、この一般高齢者教室並びに特定高齢者教室の中で参加している人並びにそれに参加していない人も含めて役場でPR方法、それから教室の内容等も当然吟味しながら、今まで以上により多くの人に参加してもらい、その努力はまた

やっぴいかなければならないし、とりあえずは予防教室に力を入れていく必要がありますので、その辺を十分踏まえて、今指摘されたところは十分踏まえて対応していきたいと考えておりますので。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 次の質問に入ります。よもぎ温泉の温泉券の無料配布に関してお伺いしたいと思ひます。高齢者の方々から結構、何か昔はよもぎ温泉の券、もらったりしたんだけれどもなという声最近また頻りに出てきまして、温泉券、何ぼかでも配布するやうなそういう取り組みできないのかというのを最近ちょこちょこ何ようになりましな。そこで質問したいんですけども、温泉の最近いただいた資料とか見ますと入浴者数がどんどん減少していつていると。これは入浴料を上げたことでも原因しているということなわけですけども、また修理費なり燃料代の助成ということでも役場からの持ち出しが、ここ何年間かを平均すると、役場から大体150万円ぐらい持ち出ししている。そういうことを考えた場合、温泉の利用者数も減っていつているわけ、これ以上人が入ったか困るといふものも考えた場合、温泉の利用の考え方、そこで役場が税金を投入して維持管理をしていくか、ということも考えた場合、その投入している税金の一部を住民に還元してもいいんじゃないかなと、そういう思ひがするわけでありす。ですから、高齢者世帯なり高齢者の方々に例えば年1枚温泉券を無料で配布すると、そういうことを実施していくと、そのことある意味呼び水にもなつて家族でふろ入ったり、1人、券1枚あるからって、なかなか1人で行くということもない、それで2人で行ったら1人分プラスになるわけ、その辺で高齢者に対して幾らか無料の温泉券を配布して還元していくという考え方がないか、お伺いしたいと思ひます。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 現在、65歳以上の高齢者の方の人口が3月初めの段階で1,038名となっております。仮にこの人たちに温泉の無料券を1枚配布するとすれば、経費としてはまず36万4,000円ほどになるかと思ひます。現在老人クラブの交流会がよもぎ温泉の方で行われております。水曜日は中沢から郷沢まで、あと木曜日が郷沢から高根までということで行われております。大体の参加者を見ますと、昨年4月が123名、5月が138名、合わせてことしの2月までの利用者が、交流会の参加者が1,208名ほどになっております。いずれにしても財源の確保の問題もありすし、またそのほかの支援方法、例えば現在行われているその交流会の支援方法等についてどういふうな支援方法があるか、その辺、ちょっと考えてみたいと思ひます。その交流会の内容は、10時から2時ころまで、弁当を持ってきて、各自が一般の浴室を使って各自が負担しております。ボランティアの方が血圧を測定して、あと弁当を食べながら世間話をしたり、あと大広間の方にありますカラオケを利用して、そういういふうな交流を開いております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 私が言ひたいのは、例えば1,038人に温泉券を配った場合36万

4,000円、これ行政として負担してくださいということではなくて、アシスト(株)の社長に伺ひたいんですけども、温泉自体が行政の税金の助成を平均的に150万円ぐらいいただいて経営しているということになっているわけです。ですから、例えば1,038人に券を配っても36万4,000円ということであれば、それくらいは税金を使わせているお礼として住民に返してもいいんじゃないかということも提案しているわけです。ですから、役場が別にその券を買って配るといふんじゃないかと、温泉が無料券を発行したら、温泉に発行させたらどうですかということも提案しています。入浴者数が減ってきているということになれば温泉に1人、2人多く入ったからって400円かかるかといったら、それはまた別問題で、人入らないから400円収入減ることでもないと思ひますけれども、その辺のとらえ方だと思ひます。温泉が活気づくことによつて、1回行った人はもう1回行きたいなとか、そういういふうな形になるだろし、もらった人は家族の人にやったりして何人かで行った場合プラスになるんじゃないかなと、そういう発想で提案しているわけですけども、そういう受けとめ方をして答弁していただければなと思ひます。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） いずれにいたしましても、入浴客の方が減っていることでもありすし、老人クラブの方々が自分たちで負担をしながら入ってもらっているといふことは率直に言えば温泉側としては助かることなんですよけれども、ただ、いずれにしても無料配布することにつきましては、これ一度やつてまた途中でやめるとか、そういうこともまたできないかということも考える必要がありすし、また先ほども言ひましたように、実際に現在行われているそういう交流会の中でどういふ支援方法があるのかとかその辺、考えてみる必要があるのではないかと、いふうに考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 村長にお伺ひしたいんですけども、呼び水になると私は思ひます。温泉街、1人、2人、例えば1日で10人多く入ったからって10人分の4,000円の経費が多くなるということでもないだろうと思ひ、そうした取り組みが、高齢者の人たちが介護保険、後期高齢者の保険なりの負担を強いられつてすごい苦しみを感じている中にも、ちょっとした光を差すことができるんじゃないかなと思ひます。その辺、答弁お願いします。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。○村長（古川正隆君） まず、アシストについては管理者制度で委託しておりますので、株式会社アシストの方で1枚ずつただにしますよということになれば、アシストの役員会で決定しなければいけませんので、私の方から今即答できません。

できれば方法として一番いいのは、役場側で券を買って配布するということがこれは原則だと思ひますね。ただ、今八戸課長からもあつたように、教室とかそういういろいろな中において、役場側の行事の中において無料にするということの方がかえつて効果的なのではないかと。1枚ずつ券を出すということは、役場側で出すということよりも、役場側ではそういう事業をやつておりますので、そつちの方が効果的なのか。ただ、もう一つは、アシストの方で役員会やつたら、取締役会やつたら出していいということになるのか、

その辺はこれからの課題だと、こう思います。いずれにしても参考になる意見だと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） ぜひアシストの株主の会議で提案していただきたいと。村が税負担している温泉だからこそお願いもできるし、やれることだと思います。これが個人の経営の温泉であれば、そんなことはとんでもない話であって、ですからその辺のメリットというものが十分に出生て見せていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、ひとつその辺、提案して下さるようお願いしたいと思います。

最後に、役場職員の職員減に対する対応についてお伺いします。

役場職員が定年退職などにより大幅に減少いたします。このことが住民サービスに影響はないのか。また、限られた職員数では職員の負担になっていかないのかということ。2番目として、職員の採用計画は今後どうなっているのか、その2点、お伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 私の方から職員の減による対応についてお答えをいたしたいと思います。

職員の定年退職などによる減少によって住民サービスに影響はないのかというご質問でございますが、ご質問の意味が恐らく影響というのはよい影響ということじゃなくて低下するんじゃないかと、そういう意味かと考えてお答えさせていただきたいと思います。

低下するのではないかと聞かれましたが、私どもとしてはいろいろな方策を講じて低下することがないように努めてまいりたいと、このようにお答えするしか今のところはないと考えております。また、限られた職員数で職員の負担にならないのかとのお伺いですが、けれども、これについては負担が減るとは言えないと思っております。職員数が減って現在の状況でありますと、どんどん事務量がふえていますので負担がふえると私は考えております。

それから、職員の採用計画のことですけれども、ことしの4月1日付で職員を1名採用いたします。その後のことについて、平成22年度以降については、今後減による影響がどのように出るのか、その辺を見きわめながら考えていかなければならないことだと、このように考えております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 年次計画を見ますと、来年1名ということ、その後は特別、職員を新規に採用するという計画はないわけですけれども、先ほど総務課長から答弁いただいたように事務量は増していると思っております。そして、当初、その年度年度で必要な職員数というのがあって事務作業をこなしてきているかと思うんですけれども、それが退職することによって補充していかないということになれば、ことし6人、来年4人ですか、5人ですか、大変大きな数で減少していくわけですけれども、それでも事務量がふえていくということになれば当然職員に対する負担が大きくなるし、もしそれが適正だというふうになれば今までが多過ぎたのかなという、そういうとらえ方もできるわけでありまして、その辺、適切に補充するなり、そしてまた事務作業の体制の見直しといえますか、その辺が当然必要になってくると思っておりますけれども、その辺の計画がありましたら伺いたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） お答えをいたします。

松本議員のご質問の内容はよく身にしみてわかります。わかりますけれども、松本議員もご存じのように、事務をこなす方法というのは、先ほどちらっとおっしゃいましたけれども、正規職員がすべてに対応するという考え方もございますし、例えば非正規の職員といたしますか、パートタイマーをふやす、あるいは委託をする、あるいは定年になった職員を再任用するとか、そのようないろいろな方法も考えられてくるわけで、正規の職員がもちろん必要でございますけれども、その辺の行政をこなしていくシステム、その辺のバランスを考えながら今後はどのようにしていけばよいのか、もがきながらやっていかざるを得ないのではないかと、このように考えています。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） パートなり委託ということなわけですけれども、まだ採用方法といたしますか、それらがなかなか具体的に見えてこない。ただ、住民は役場の職員は、極端な話、何ぼ減してもいいと、人件費かけない方がいいと、そういう発想になっている昨今です。ですから、住民サービスを低下させない、そして住民に対してきちんといういろいろな情報を流していくということを考えた場合、やはり適正な職員数というのが必要になってくるかと思うんですけれども、今、何か職員ふやすとかそういうことを言うと大変風当たりが強くなるわけですけれども、ですけれどもそれが結果的に住民のためになりますよということをしかり住民に対して納得させられるような職員体制なり今後の採用計画というものが必要になってくるかと思うんですけれども、その辺含めて村長に答弁いただいて終わりたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。○村長（古川正隆君） 保育園、それから運転手の方とか、あるいは用務員の方とか、一般的に我々現業職と言っているわけですが、現業職については相当合理化してきております。本来であれば正職員でなければならない人たちを合理化してパート職員にしているということでございます。これは私は昨今の状況を見ても異例だと、果たしてこれでいいのかと、国、地方自治体の制度としてこれでいいのかということを考えればこれは問題があると。というのは、やはり派遣職員とかさまざまなことを考えても、働いている者の人権、あるいは将来性というものを考えたときに、私は非常にまずい制度だと、こう思っております。しかし、財政的にも我々、国からの

依存度というものがもう8割、8割5分ぐらい国に依存しているわけですので、私たちが考えるようになかなかいかにないということがこれまた実態でございます。やはり、ただ、今の状況はこのように非常に厳しいと、職員に厳しいと、日曜日、土曜日、あるいは晩に出ても残業手当も出ないし、そしてまた日当直までやらせて、そして日当直の手当も出ないという状況、私はこれは明らかに異常だと思っております。これらについてはやはり少しずつでも改善していく必要があると。そのためには総務課長言ったように、状況を見



ながら、ことし1名採用するわけではありますが、その状況を見ながら、やはり一番仕事が多くなってきている福祉関係などに支障を来さないように、やっぱり状況を見ながら今後考えていかなければいけないだろうと思っております。（「以上、質問を終わります」の声あり）

○議長（久慈隆一君） これで、6番松本淳司君の質問を終わります。

一 日程第2 一般質問 3番 木村 修議員

○議長（久慈隆一君） 日程第2、3番木村 修君の質問を許します。

○3番（木村 修君） 3番の木村です。

ただいまから通告に基づいて、4点について質問をさせていただきます。

初めに、JR蓬田駅の利用についてお聞きしたいと思います。

JR蓬田駅は昨年末改築されまして、以前の駅舎に比べて3分の1くらいの小さな駅が新築されました。これによって、これまであったトイレがなくなって、利用者、特に高齢者の方から苦情の声が出ています。そしてまた駅の周辺が汚れるようになり、環境が悪化しております。何らかの対策が必要であると考えますけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） JR蓬田駅の利用についての質問にお答えいたします。

JR蓬田駅の建てかえということについて、今年の9月にJR東日本の職員、盛岡から2名役場に来まして、いわゆる駅舎、それからトイレ、それと丸太置き場、これを撤去して小さい駅にしますということで説明に来ました。その段階でトイレがなくなるのは困ると、非常に困ると、残してくれないかということで私から強く要望したわけですが、JRもご存じのとおり会社でございまして、会社の損益とかいろいろ計算しているようでございまして、それは今のところ要望にこたえることはできませんと、要は突っぱねられました。そういうふうな経過がございまして、

何らかの対策が必要であるというふうには議員おっしゃっているのは十分わかります。ただし、このトイレがなくなったので困るということでは、まだ苦情が寄せられているという事は聞いておりません。だからいいというわけではないんですけれども、例えばここにトイレをつくるにしても、それ相当の準備、JRにかけ合って用地を貸してもらいなり何なりする、あるいは金をかさまざるが、これからお金のこと、結局トイレを建てるとすれば結構な金がかかるわけですので、その辺のことは十分こつちでも考えながら、その辺のことを煮詰めていかなければいけないと、大きな課題であると、このように考えております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 人口が減少してきて、一方では自家用車がふえて鉄道の利用客が少なくなっているのは私にもわかるわけではありますが、それでも朝夕のラッシュのときには通勤通学、蓬田駅を利用する人は相当現在いるわけがあります。ふだんではどなかにかといえ運転免許のない人や、そして高齢者の人が多く利用していると思います。年齢がかさんでくればトイレの間隔も近くなるし、男性もそうですけれども、特に女性の場合を想定してみれば大変ではないかというふうに思います。そこで何かJRでは今、今駅舎を新築したばかりでありますけれども、何か想定から外れたようで、この新しい駅舎にまた狭いということで風除室を、同じぐらいの面積の風除室をつくるという話が起きています。多分利用客が少ないので小さくしたんでしょうけれども、実際やってみた結果、非常に利用客が不便な思いをしているというふうなことで、すぐにまた風除室を追加するという話が今出ているそうでもあります。トイレもそういうふうになんか人数も少なくなりてきていっているので要らないのではないかと、そういうふうには計画して取り壊したと思うわけでありませうけれども、実際、それをなくしたら非常に利用している人が不便であるという声も多分届いているはずであると思います。そこで私は思うわけですが、早い機会に村一番の英雄である村長が直接JRに出向いて、その辺の事情をお願いすれば、JRの方でも聞き入れてくれるかわかりませんが、効果があるのではないかと、そう思うわけでありませうけれども、村長、どう思いますか、意見を伺います。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 風除室を増築するということは初めて今私の耳に入ったわけでありませう。そうであれば、うちの方でもトイレの件についてはJR側とかけ合ってみたいと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 本当に地域の住民の、そして高齢者の方の、特に女性の方から今私のところにも苦情の声が届いております。もしもどうしてもJRの方からよい返事がもらえない場合、今はさまざまな種類の仮設トイレがございまして。現駅に見合うような仮設トイレを最悪の場合は村で設置してみるということは考えられないか、担当者の見解を伺いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） ただいま、どうしてもだめな場合は仮設トイレを設置することは考えられないかというご質問でございまして、十分考えられると思います。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 次に、給食センターの建設について質問いたします。

給食センターは、さきの藤田議員の質問で平成20年度から22年度までの蓬田村長期総合計画の中におよそ1億9,000万円の建設の予算が計画されています。給食センターは昭和43年に建設されてから既に40年にもなります。屋根を張りかえてから、まだ何年も暮らしておりませうけれども、あの施設そのものの全体の老朽化はかなり進んでいると思います。学校給食という信頼と安全を考えた場合、財政難で非常に頭が痛いことではあります。村を担う子供たちのために建設に着手するべきではないかと思いますが、どのような計画を考えているのか、見解を伺います。

○議長（久慈隆一君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（佐々木京太郎君） お答えいたします。

建設計画については関係機関と協議しながら現在進めているところです。具体的には中学校の一部空き教室、これを利用して今のところ計画案を立てている、ということですので。

それで、文部科学省では現在少子化及び過疎化等で生じた学校の空き教室、これらの有効利用、これを図るよう通達されています。要するに、いわゆる転用の手続、用途変更です。これをすればその教室は給食センターに利用できますよということでございます。

また、中学校でつくった給食、これを小学校へ配送するのも可能です。ですから、今後関係機関、これらの指導、これらをいただきながら学校とかPTA、保護者の意見を聞き、具体的な計画へ取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 計画なされているということで、それでは平成22年度と言え来年なわけでありませけれども、その建設にかかわる年次計画、わかる範囲でお知らせしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（佐々木京太郎君） お答えいたします。

平成21年度は関係機関、あるいは学校関係者の意見等を集約して、その後、あわせて転用の申請に入って実施計画を練ると、こういう計画を立てていきたいと思っております。そして、平成22年度については、これは工事に速やかに着手したいと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） お尋ねします。急なような感じがいたすわけでありませけれども、財源の計画はどのように見込んでいくのか、もしわかっていれば答弁願いたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（佐々木京太郎君） 財源については村単独事業として計画していますので、起債及び一部原燃の助成金、これらを充当させたいと、こういうふうを考えております。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 次に、3番目の質問に入ります。中央公民館の管理について質問いたします。

中央公民館はかつて館内のつくりも近代的で結婚式や土地改良区が入るなど、いろいろな会議や会合に利用され、村に本当に貢献してきた建物であります。現在も技能職員の勤務所として使用されていますが、外から見てもわかるように、外壁がはがれ落ちて板がさらけ出されているところも見えます。老朽化が激しくて地震等が発生した場合、非常に危険であると思っております。今後の管理をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（久慈隆一君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（佐々木京太郎君） お答えいたします。

中央公民館は築30年以上たっています。老朽化も激しい、そして管理するにも年々経費がかさんできている、これが現状です。管理には主に外壁部分の補修がこれ大半であります。そして、今まで東側の外壁、これは全面、それから西側の外壁の一部、これ補修しています。それで、まだひび割れ等で危険な外壁が北側と南の一部に見られます。これは今すぐにでもなくともいずれは補修しなければと、そういう必要性があります。そのため外壁の落下防止及びこの維持管理上からも、ひび割れ等で危険な箇所については今後も補修して対応していきたいと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） ちょっと前まで2階を利用してそば打ちなど行っていたわけでありませけれども、今現在、あそこはどういう事業、行事等に利用しているのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（佐々木京太郎君） 2階の、議員ご指摘のとおり、そば打ちが前の集会所、これ全体、今は消防法にひっかかりますので物置として消防には届けて、そしてそば打ちの方に使ってもらっている、こういうことでございます。現在です。というのは、それはそば打ちの関係の人20名以上ですか30名以上、これら的人数では非常階段とかいろいろなものをつくらなければいけないと。現在ある非常階段については、もうほとんど腐れかかって使えません。これを補修するにも多額の金がかかるということで、一時こういうふうな措置とったわけです。

それから、加工施設みたいな、そういうところがありますので、これはマルシェの加工部などが利用されております。そして、多くの畳の部屋に関しては囲碁愛好会などが使っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 中央公民館、30数年前建築する際に補助金等を利用したと思うわけでありませけれども、補助金にはいろいろと規制がありまして、今この中央公民館解体するというふうなことを考えた場合、規制的なこととかを考慮した場合、解体することはできるのかできないのか答弁願います。

○議長（久慈隆一君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（佐々木京太郎君） 中央公民館の起債関係は、あと二、三年か四、五年だと思っております。この制限がはがれるといろいろと多目的に利用、あるいは解体、それらができるものと解釈しております。ただ、この解体に対する財源、これ約3,000万円程度、このくらいは現在の試算ではかかるのかなと思っております。いずれしても今後、利用撤退、あるいは解体することに関してはさらに検討していきたいと、こういうふうに思います。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 4番目の質問に移ります。融雪溝の電気料の助成についてお伺いいたします。

融雪溝については中沢、蓬田地区で既に使用しており、ことしの冬から郷沢地区も利用できる予定になっています。以前は側溝が砂で埋まっている状態でしたが、今は夏場でも1メートルほどの深さがきっちりと保たれているわけで、これからも保たれていくと思う

わけて、合併浄化槽も年々普及されてきており、今まではところどころにある海への集排水路から悪臭があつて、その付近の家からは非常に苦情がありました。そういう苦情もなくなりました。住民は本当に喜んでおります。私は蓬田地区の管理組合の一員ですので、ここで蓬田地区の例を述べてみたいと思ひます。蓬田地区では自治会がそのまま融雪溝の管理組合という形をとっております。当初電気料金の負担方法についていろいろ意見が分かれてしまつたけれども、地区全体の家庭で負担していくという計画で取り組んできました。ことしで2年目でありまして、1年目は初年度ということでは初年度ということでは自治会が全額負担しました。おとし、1年目の最初の月である12月にはテスト期間ということでは、フル稼働してやってみた結果、その月1カ月で24万円くらいかかりました。そこでこれではいけないということ、その24万円くらいはテスト期間ということでは業者の方が全額お金を払ってくれたわけでありまして、管理組合としてはこれは本当に高く大変だということ、その後、時間を短く調整したり、雪が降らない日はポンプを停止したりして一生懸命節約に努めてきました。ことしは2年目で計画どおり各家庭から電気料金を徴収しようとしたわけでありまして、結果的に自治会が全額負担することになりました。そして、総会において地区住民からの意見として、国道の安全と排雪作業を兼ねるといふこと、あの建設費は国と県が全額負担しており、村は1円も出してないといふこと、冬季間の作業に伴う電気料金は村が全額負担してもいいのではないかといふ意見が相次ぎました。私は今、その地区住民の意見を代表して質問させていただいているわけでありまして、村では村内全域にこれから普及し、設置していきたいといふ考えを持っているわけでありまして、設置計画を円滑に進めていくためにも各地区住民が負担するこの電気料金というものに対してどのように考えているのか、所見を伺いたいと思ひます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） それでは、お答えします。

まず、今まで3地区の融雪溝工事に伴う説明会をやつてきたわけですが、各地区とも電気料金や維持管理の協定書、電気代金は地区負担ということをお願いしてきてございます。また、ことし新たに2地区の要望がございまして、そのときもまだ説明会はしていないんですが、自治会代表の方々に電気料金の負担と維持管理の協定書の関係は全部説明して陳情いたして、快く県土にまず認めてもらいました。この先、電気料金負担といふことは、それが前提でございましたので、私としては助成することは考えてございません。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 地区管理組合としても設立時には、今課長が述べられたように全部その地区で電気料金を負担するという約束のもとにこの事業に取りかかったので、それはそのとおりに思います。住民の人もそういうことをやはり理解していかなければならないのではないかなと私自身も思うわけでありまして、ただ、沿道の融雪溝に接している家庭と、そしてまた融雪溝からかなり離れている家庭も大分あるわけで、これからはその辺全体を考慮してみれば、何かそういうことを考えてみれば電気料金の徴収といふのは各地区において非常に難しい面があるなといふふうに私は思ひます。そしてまた国道、公道はやはり蓬田村の人たちが利用するわけではなく、他町村の人も利用するし、その地区外の人でも利用するし、ほとんど公道なわけで公の人が利用するわけですから、その地区の方たちが朝5時ないし6時ごろ起きて道路の幅を確保して歩道の安全を確保しているわけでありまして、これはやはり何ていふか、電気料金と、点といふか、本当に公のためのことでありますので、国・県にこういうことを言えば事業が縮小されるときもあるのでも余り言いたくはありませんけれども、私たちの地区の意見では村として全額負担すべきではないかといふ意見が出たわけでありまして、村側から少しでも支援、そういうものがあるれば、これから進めていく地区でもいろいろと助かるのではないかなといふふうに私思ひているわけでありまして、その点に関して意見を伺いたいと思ひます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） 先ほども言ひましたが、私としては考えてございませんが、課題として受けとめたいと思ひます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） これで、3番木村 修君の質問を終わります。

暫時休憩します。  
午前11時14分 休憩

— 午前11時20分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開します。

— 日程第3 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（久慈隆一君） 日程第3、7番坂本 豊君の質問を許します。○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

12月議会では村営牧場の管理がされていない問題で、指定管理者になっている栃木県の芳賀アグリカルチャー有限会社が契約を履行せず、村もそれに対して黙認をしている状態はすぐに解決をしなければいけないと指摘をしてきました。昨年12月10日に、議会最終日に県の担当者と村役場が協議をして対応を決めたいと答弁をしていました。その後、12月18日に協議の内容を尋ねたときは、県の態度に変化はなく、畜舎の建設はできないといふ説明がありました。当然その後どうするか判断をするという答弁があったので解約をするものと確信しておりましたが、いまだに契約を解除したという説明はありません。なぜこのように村はこの問題を長引かせているのか、その真意は何なのか、明らかにしてもらいたい。契約どおりに仕事をしない管理者に、その指示をしているのか。ずるずると牧場の管理を放置しては村民からも不信感を持たれることとなります。芳賀アグリカルチャーに固執する理由はなぜなのか。村の放牧をしている牛はだれが管理をしてきたの

か。牧草の更新をするという当初の説明は何だったのか、説明をまず求めます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） お答えします。

新年早々、指定管理者の解除を文書で送付したわけですが、回答がなく、電話しましたところ、蓬田に進出した気持ちは変わらず、ここで解除されることは先行的希望がかなえられないという回答をいただきました。したがって、これに対して一方的で農家の方々に少しでも所得を与えてやりたいという気持ちもございまして、ただ、畜舎建設に関しては最短で2年くらいの期間がかかるということとございまして、当初計画のとおりで管理していただければちょうどそれに当てはまるということになるわけですが、先ほども言いましたとおり、会長みずから希望がかなえられないという気持ちでお話ししましたので、ただいま協議中でございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今、芳賀アグリカルチャーの答弁というか説明に対して少し課長の答弁でちょっと理解ができないんですけれども、向こうが希望がかなえられないということはどういう意味を指すのか。私たちは牧場の管理をするということで契約をしたはずなんです。その管理をしていないことに対しては契約を解除できる条項にあるという答弁を前にしていたわけですね。それをこちらから一方的に解除するというのがなぜ問題なのか。向こうが希望している、まだ継続を希望している段階ではそれ解除できないという理由は何なのか、ちょっと意味がわからないわけで、そこはわかるように説明していただけないでしょうか。

○松本委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） 再度お答えします。

まず、芳賀アグリの会長みずから蓬田に進出したいという気持ちは変わらない。ただし、50頭では経営が行き詰まる。したがって、畜舎建設が一番の問題になると。要するに、芳賀としては蓬田から離れたくない、要するに300頭の計画でやりたいというお話でございます。ただ、その意気込みが私に負けた状態の、私答弁したと思います。それは申しわけございません。議員がおっしゃるとおり一方的に解除をすればいいんですが、会長とまた協議して早急に解除したいと思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 蓬田から離れたくない気持ちがあるということは全く理解できないですね。まだ一度も来ていない、牛を放牧をしていないのに離れたくないという話は普通はあり得ない話ですよ。300頭でなければ採算が合わないと言いつつ、当初の計画では50頭から始めると。そして、私たち議会に説明したときも、4年から5年かけて200頭にふやすという説明だったわけですね。それがなぜいきなり300頭でなければ経営が、採算が合わないのか、それをコスト的な資料というのを私たちは何も持たされていないし、また私たちがそれを検討する意味も理由もないわけですね。経営にかかわる必要は何らないわけですね。私たちの希望は、ただ牧場を管理して村の牛20頭を管理してくれればそれでいいわけですよ。芳賀アグリカルチャー有限会社の経営がどうなろうと、そういうのは私たちには一切かわりません。契約にあることさえしっかり守ってくれればそれでいいわけで、向こうの会社の利益になるかならないか、ここに来るか来ないかという判断ということは全く村民からも支持されない話ではないでしょうか。ですから、栃木県にももちろん牧場の指定管理制度があって希望者を募集しているわけですね。何も青森県の蓬田だけでなく全国各地にいったい牧場の指定管理制度を導入しているところがあります。今言ったように栃木県にもあるわけですね。近場のところで管理した方がよいというのは常識的な考えなのですが、この雪の多い我が村に固執する理由というのは何ら私はないと思うし、何よりも一番大事なのは契約をしておきながら自分たちの利益のことだけを理由にして来ていない、それに対してこちらから契約を解除することに向こうに遠慮している、そういう村の姿勢というのは私は絶対間違っていると思っております。

村長にお聞きしますが、村長自身はこの問題を大変熱心に私たちに説明してくれたわけですが、この責任というのはどのように考えているのか、課長でなくて村長自身から最後答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 今課長言ったとおり、12月で解約したいということで出したわけです、うちの方で向こうの方に出したわけですね。向こうの方ではぜひ来たいと、さらに協議したいと、こういうことでもありました。よって、うちの方としても、それなら今年ぜひ来たいと、うちの方としてもぜひ来たいと、それまでうちの方では、ことしも来てくれるのであれば待っていますよと。向こうの方としてもぜひこっちの方に来たいという意味がはっきりしましたので、うちの方では今年中に何とかして持ってきてくださいということで、これからまた向こうの方と協議すると、こういうこととございまして。一方的に、向こうの方で既に我々の方にお願ひしておりますので、一方的にこっちはやめたということにはならないだろうということ、今また、いつこっちの方へ牛連れてくるのか協議中の状況です。以上です。これからもそういう、今年春まで、春までに、仮に春といっても恐らく5月とか7月になると思うんですけども、それまでに来てもらうようにうちの方でもこれから協議していきたいと、こう思っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 質問回数は終わったわけですが、向こう側も50頭持ってくるかんだんでなくて、村の牛を管理してもらうのが目的でありますから、そのことを念頭に入れた事業を進めてほしいと思っております。

次に、バイパスの安全対策について質問をいたします。

まず、国道280号線バイパスの安全対策について、県に対しても対策を求めることができないか質問いたしますが、まず280号線は冬期間のように冬期間も含めて車が路外に出る事故が頻繁に起きています。特に西側は防雪さくにめり込む事故は後を絶ちません。原因は冬期間であれば雪や凍結によるスリップもありますが、夏場では居眠り等があります。防雪さくに衝突したときは死亡事故にもなっています。この対策としてガードロープなどの安全対策を県や国に求めることができないか、答弁を求めたいと思っております。

また、東側には街路樹が植えられていますが、私はこの街路樹は大きくなれば見通しも

悪くなり、また路外に飛び出した車の障害物にもなりかねず、危険を感じています。そのため設置の段階で撤去するようにも以前質問をいたしました。しかし、今になってみれば、その街路樹としての効果はなく、生育にも障害が出ているありさまです。多額の税金を投入しながら街路樹としての成果も出ていないように思われます。毎年秋になる前には落葉してしまい、弱い木は枯れてしまっています。植えられた樹木には罪はありません。この枯れる原因は私にはわかりませんが、西側の防雪さくの外に植えることで解決するのはないかと考えています。理由は、車の排気ガスが影響して山桜の生育に支障を来しているように思えるからです。奥内地区の信号機のある交差点付近に同じ山桜の街路樹がバイパスの西側に植えられています。この樹木の生育は勢いが違うわけです。街路樹を西側に植えることで排ガスの影響が少なく、車との衝突も避けられるのではないかと考えています。

また、東北電力の電柱がバイパスの近くに立てられている場所があります。これもまた危険なことで、農免道路の方に移すことも必要ではないかと思えます。これらの対策をバイパスで管理している県に対して申し入れできないか答弁を求めます。また、バイパスのり面はヨシが生い茂り見通しに非常に悪くなり、歩行者や横断する車も危険な状態になっていることがあります。管理をする県に対し整備をするを強く求めるべきです。どうしても県が対応しないときは国に直訴をして対策を求めるべきです。その間に村が草刈りなどで住民のためにして経費の要求を県に後から請求すべきだと私は考えるわけですが、答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） では、お答えします。まず、防雪さくの件でございます。まず、道路構造上、防雪さくは吹雪のときの交通確保が目的であります。防雪さくを畳むとガードレールの役目を果たすことになり、その手前にガードロープを張りめぐらすことは到底不可能かなと思われま。

あと、それと街路樹の件でございますが、西側ですと、当初から協議したんですが、西側ですと土地に余裕がない。したがって、街路樹を西側に移すことも不可能かなと。これは協議していかねばならない事項ですけれども。

あと、電柱の件なんですけれども、本当に支障になるのかならないのか、ちょっと私もわかりませんが、これは調査していきたいと思えます。

それから、草刈りの件ですが、側面の草刈りなんです。平成21年度から3年間、緊急雇用創出事業が始まります。その中で村道の草刈りとかやるんですけれども、その中で処理できるか見きわめてがら対応していきたいと思えます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 実は、1点目のガードロープは不可能ではないかということでした。また、防雪さくそのものがガードレールの役割を果たしているという話でありましたが、私には違ふと思うわけですね。ガードレールは衝突したとき、角度によりまして、車をはね返すような構造になっていると思えます。ところが、ご存じのように、防雪さくは支柱が立てられているので、その支柱に車がめり込んでしまっ急激な停止をするために乗っている人には大きなダメージを与えるというふうに思うわけですね。慣性の法倍からいって、すぐにとまるということは非常に体にGというか、4G、5G、体重の何倍もの力が一気にかかるわけ危険なわけですね。はね返すことによってそれが逃されるわけで、今の防雪さくはガードレールの役割を果たしているとは到底思われません。また、ガードレールそのものを取りつけてしまうと防雪さくの役割である雪を吹き飛ばすということにも支障があると思うので、私はガードロープであれば、ワイヤであれば可能ではないかなと思ったわけで質問しているわけですが、この辺、ちょっと食い違いがありますが、防雪さくがガードレールの役割を果たすということはちょっと無理かなと思えます。

それから、街路樹のことですが、今はまだ成長が本当に悪い、著しく、さっきも言ったように、ほとんど夏場にも既に葉っぱが落ちて落葉してしまっているわけですね。これでは生育が進むわけがありません。また、一冬ごとに植えられた街路樹が減っているということを感じておられると思えます。そのようかなり無理があったわけですね。街路樹としての樹木の選定にも問題があったと思えますし、何よりも街路樹が必要だということであれば西側の方に、そんなに大きいスペースはないので、防雪さくの近くに植えることは私は可能だと思います。何せ毎年剪定などで、業者の方が整備とか剪定などをしていくわけですから、それは可能だと思います。その点についてももう1点、スペースがないということではなく、可能かどうか協議をしていただけないか答弁を求めたいと思えます。

また、電柱に関しては非常にバイパスの近くにあつて危険なわけですね。特に先ほど申し上げたように、冬場のスリップ事故で路外に飛び出す車というのが後を絶たないわけですね。これは毎年起きています。毎年若い人たちが免許を取ってくるので、新米の運転手が毎年出てくるわけですね。もし移転が難しいのであればガードレールの設置が必要ではないかと思えます。バイパスは制限速度60キロですが、60キロで走るということは余り現実問題としては考えられない、車の流れというものがありますので、それ以上出ているというのが普通でありますし、一般の旧道みたいなことにはならないので、私は常にあいう構造物がガードレールもなく、むき出しの状態です。これを農免道路に移設することは私は電力も何を考えているのかと思っています。あれを農免道路に移設することは私は絶対必要だと考えておりますので、その辺、再度協議できないのか、答弁をしていただきたいと思えます。

あと、先ほどのり面の草刈りについては、前に何回も私以外の人も質問していたわけですが、草を刈り手をかけること自体ができないような答弁があったと思っています。それを今の事業で草刈りができるということであれば、それはそれで結構なわけですが、前の答弁では県の管轄なので刈ってはならないと、緑の人たちもそのためにあそこは刈れないというふうな答弁をしているわけですね。それが今の事業で、緊急雇用対策の事業ではのり面、県の管轄のり面も可能ではないかということ、それはどのように変化したのか、再度答弁をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） バイパス走行時には本当に凍結した時点では大変危険でございます。まずスピードを出さないでください。

あと、それとバイパス、車に乗っていると全然わからないんですが、わだちがあります。確実にわだちがあります。それによって車の方向を変えられると。それで離脱するということになりますので、まずスピードを出さないことが前提でございますので、よろしくお願い致します。

あと、ガードロープ、それから街路樹、それについては協議していきますが、先ほども言ったとおり、防雪さくの前にもまた支柱を立てるということは走行する人の圧迫感につながるかなという、その辺もあるもので、これはとりあえずは協議します。

あと、それと電柱、電柱も先ほど言いましたように、調査していただくということで、危険度がどれぐらいあるのか調査していただきます。いずれにしても安全運転で走ってもらえれば一番よろしいんですが、と思います。

あと、それと草刈りに関しては、これは私が簡単に言っちゃったんですけども、それは県の管理です。県がすべきものであります。それは協議してから作業に入りたいと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 時間がないので次に移りたいと思います。

次に、介護保険制度について質問をいたします。

介護保険料が6日の議会で1号被保険者の保険料が5,407円に大幅に引き上げられました。今別町では3,500円台、外ヶ浜町でも本村より安い料金になっています。今別町と比較したときに料金の差は施設がどのくらいあるかにもあると思います。グループホームなどが人口比では本村は多く、そのため介護保険料も高くなると思われれます。しかし、保険料を徴収する見返りにサービスの提供も必要で、いざ施設に入所をしたいときに入ることができないければ、保険料だけを集めるということになり、大きな問題になるわけです。このサービスの充実を求めれば料金の引き上げという矛盾は介護保険制度の欠陥ということになるわけです。年金だけが生活のすべてである高齢者にとって介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の天引きは生活を脅かすものです。老後を安心して余生を送れる社会にすることが今の政治に求められているのに、それに逆行する今の政治は完全に間違いだと私は考えています。介護保険料の負担を少なくして、いつでも利用できる制度にするには国の負担増が必要です。国が高まる医療費抑制のために高齢者が病院にかかりにくくするようにする政策をとっている限り、日本の福祉政策は高齢者にとっても過酷な状態が続くわけです。村長は今の介護保険制度の保険料引き上げをこのまま続けるのではなく別な対策をすべきであります。そのためにはどのようにしていくつもりなのか、答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課調整監。

○住民生活課調整監（青木昭信君） お答えします。

まず、先ほどもご答弁申し上げましたが、年金受給者の方は本当に大変だと思います。この制度は基本的には国の制度がやっぱり問題だと思います。村としては介護保険料を下げるために介護予防事業を行っていますので、積極的にその介護予防に参加していただきたいと、そういうふうにご考えております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 予防することで保険料を抑えるという答弁は先ほどから聞かされています。これでは保険料を納めている人は、この制度に対してなるべく利用しない、これが保険料を上げない方策だという、そういう答弁にもなると思うわけで、これではおかしいと私は思っているわけです。予防することはもちろん大事なんですけど、それだけでは解決しないというのがこの制度であります。特に私が主張したいことは、まず今までは国が介護費の50%を負担していたと。ところが、介護保険制度を導入してからは25%に下がったと。さらに、三位一体改革で現在国は22.8%にまで引き下げている。これでは利用者や地方自治体の負担が増すというのも当然なわけです。

そこで国は今、一般会計からの繰り入れを各自治体に対して禁止をしてきたわけですね。ところが、みずから一般会計からの繰り入れをして1,154億円を出すことを決めたわけです。従来の一一般会計からの繰り入れを禁止していたことをみずから破ったということで、破綻をしているというふうには私は考えるわけです。よって、村も自治体が独自に介護保険料引き上げを抑制するために一般会計から繰り入れすることは何ら問題がないというふうには私は考えるわけで、その点についての答弁をいただきたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課調整監。

○住民生活課調整監（青木昭信君） まず、一般会計からの繰り入れでございますが、我が村としては介護保険の事務職の職員等に対して一般会計からの繰り入れをしております。そして、今後さらには今のごところは考えてございません。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 先ほどの方の答弁に対しては、もし県、国から助成をすることで、補助することであれば何かペナルティーがあるような話をしたわけですね。そのペナルティーということに対しては法律で決められているのかどうか、このことを1点お聞きしたいと思っております。

ただ、そういうことをすると国は補助金を減らすとかそういう答弁をしておりましたよね。これは何ら私は法律に基づいた話なのか、それとも感情的にそういう国の制度に従わない自治体に対しては役人が勝手に補助金を減らすとかそういうことをするんだという、そういう話なのか、再度答弁を求めたいと思っております。

また、もう一つ言いたいことがあります。私はこの介護保険制度を行う上で料金は、高齢者の比率が多い町村と若い世代が多い大都市とかそういうところの自治体とでは当然料金には差が出てくるというふうには考えるわけですね。それを一律に同じようなサービスを受けるとすれば、当然過疎地で高齢者の人口の多い自治体の負担が増すというふうには考えられるわけですが、果たしてそれは私が今述べたようなことがあるのかどうか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課調整監。

○住民生活課調整監（青木昭信君） 先ほどの、答弁の中で補助金等のペナルティーということでございますが、それ別に法律で調べたわけではございませんが、私の感覚というか、それで答えたものでございます。ただ、剰余金等が発生して、それが介護事業等には自由というか、使用することはそれは関係ないと思っております。

2点目の質問でございますが、若い人が多い市町村が保険料が安くなるか、そういうことではないと思います。（「わかりました。以上で私の質問を終わります」の声あり）

○議長（久慈隆一君） これで、7番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（久慈隆一君） 日程第4、2番藤田修一君の質問を許します。

○2番（藤田修一君） 藤田修一でございます。

質問に入る前に、村長は今定例会の初日、施政方針を述べられました。その中で最も重要なものとして低迷する農業振興を図るため考えなければならないというふうなことを述べられました。直売所等を利用して所得の向上を図る必要があるとも言われました。また、村営住宅を建設したいというお話もなされました。しかし、予算書を見ましても全くその具体性が反映されていません。私は以前から農業の振興を図るため、村内農産物に付加価値をつけた販売をするため農産加工施設を建設できないかというふうな質問をしましうた。その際の村長からの答弁は非常に必要であると考え、前向きに検討したいというふうなお答えもいただいた記憶しております。しかし、その後、何の進展もなく、今考えれば、その場限りの答弁だったというふうに言われても仕方のないことだと思います。農漁業の振興も、また住宅建設にしても責任ある発言をしてもらいたいというふう

います。さて、質問に入ります。きょうは3点について質問いたします。3点とも前の質問者が質問していますので、私からはごく簡単に質問させていただきます。

一つ目に牧野の管理でございます。先ほど坂本議員からの質問にもありましたように、12月に開いた定例会、またその後開かれました臨時議会等におきましても、この問題は大体の方針は決まっている、1月中には方針は決定したいというふうな話がございます。たので、そうなるものと思っておりますが、どうもそうでないというふうな話でございます。そのことにつきましては、先ほど課長並びに村長からも答弁ございましたけれども、課長と村長ではちょっと見解が違っていると。先ほど課長のお話では、50頭では採算合わないと、300頭の計画を持ってこなければ採算が合わないのだから来れないと、来たいけれども来れないというふうなお話でございます。来たい気持ちには変わりはないと言われました。また、村長の答弁では、とりあえず4月、5月まで待って、50頭からスタートしてもらいたいというふうなお話でございます。課長の答弁と村長の答弁ではこの辺が食い違っているわけです。課長は50頭持ってきてくださいと言った、50頭では採算合わないと、300頭持ってきてこなければならぬと言ったのに、村長は50頭でお願いしようと言っていると。そうすれば、また必ずと長引いてしまいうんですよ。県に相談してもどうにもならないということですので、はっきりしなければならぬと。もう一度課長並びに村長の答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） 私からは、まず契約した段階で50頭の計画、要するに管理

者制度にのっとるんであれば村長が言ったとおり50頭から始めてもらいたいと、これは当然のことでございます。それがかなわないのであれば、うちの方としても5月の中旬から放牧をしなければだめだし、それにあわせて日程を決めなければいけないことと、まず今月中にもう一度お話しできればいいんですけども、3月に北海道に行く用事があるといことで、役場へ寄ってもらえませんかというお願いはしているが、役場へ寄って

くれるんだかれないんだかもわからないという状況です。その辺で栃木で話したいという話も出ていましたし、いろいろあるんです。ですから早目に、村の生産組合にご迷惑から

ないように早目に事務的に処理したいと思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 今課長おっしゃっているように、向こうでは来たいということに

は変わりはないので、うちの方としては契約どおり、まず50頭から始めてくださいよ、そ

して随時ふやしていただくよということでございます。それは私と課長の考え方は違

っていないと、こう思います。それで今折衝しているわけでありまして、折衝して

おりますので、とにかく最初の契約どおり50頭で入って、200頭になるのか300頭になるのか

わかりませんが、そっちの方へ持って行ってほしいということでございます。

ただ、県との協議の中では、今牧場に建物を建てるということに対して少し難儀して

おりますので、その辺で芳賀の方でも、それができなければ、50頭で終わるのであれば向

こうの方では大変だということ、将来のふやませる可能性も探っているわけですね。100頭

とか200頭、300頭とふえていってわけでありまして、そしてふえていけないとな

ったときには、彼らは50頭では採算とれませんので、その辺を考えているらうと、こう思

っております。うちの方としてもできるだけ将来、そういう方向で持っていきたいわけ

でありまして、牧場の土地の関係とかさまざまありまして、なかなかそれをクリアでき

ない、こういうことで、実態はこういうこととございます。ただ、向こうの方はうちの方

に

来たいということだけは確かなようでありまして。ですから、契約を解除しないで

もう少し延ばそうと、こういうことになったわけです。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 全く私に言わせれば、村長は課長と全く考えが同じだと言

ったんですけれども、課長には50頭では採算がとれないので来れないということをは

っきり言

たと言ってますよ。それをまた50頭持ってきてくださいと言っても来れない、来

ないの

に決まっているでしょう。それを何でそうなるのかと。何でそうなるのという言葉

もあ

りま

すけれども、約束が、村長が言うのは当初の約束はそうですので、そうしてく

さい

とい

う

ふうな

こと

です

よ

ね。それができないのであれば契約も、指定管理者の契約、せっかく

結

んで

も

ら

っ

た

け

れ

ど

も、

や

め

ざ

る

を

得

な

い

と

言

う

し

か

な

い

は

ず

で

す

よ。そ

も

そ

も

指

定

管

理

者

と

い

う

の

は

何

な

の

か

と。何

の

た

め

に

役

場

で

は

指

定

管

理

者

制

度

と

い

う

こ

と

で

乗

せ

た

の

か

と。向

こ

う

で

芳

賀

ア

グ

リ

が

3

0

0

頭

で

う

ち

の

牧

場

に

来

たい

と

言

っ

た

の

か

と、

そ

れ

と

も

う

ち

の

方

で

は

役

場

で

直

轄

で

は

牧

場

の

管

理

で

き

な

い

か

ら

指

定

管

理

者

制

度

に

乗

せ

て

管

理

し

たい

の

か、

原

点

に

返

っ

て

考

え

て

ら

わ

な

け

れ

ば

こ

の

問

題

は

解

決

し

ま

せ

ん。く

ど

い

よ

う

で

す

け

れ

ど

も、

も

う

一

度

村

長

並

び

に

課

長

に

答

弁

願

い

ま

す。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） 先ほどもお答えしましたとおり、まず私としては、今月

中に北海道に渡る会議が、用事があるということで、役場に立ち寄りをお願いしてきましたが、お願いしただけです。返事、返答はもらえませんでしたけれども、そこで会長と会って、先ほども言いましたとおり事務的に進めていきたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） いつも同じことを言うわけでありませうけれども、3月にこっちへ寄ればはつきりした回答が出るとおもう。ただ、私、何回も言うとおりに、向こうではぜひひやりしたいということがございますので、うちの方では延ばしてきたと。ことしも牛を持ってこれないと言ふことになれば、ことしの春持ってこれないということになると、もはやこれはもうダメですから解約はするわけでありませうけれども、その辺は3月に来るということでもあります。都合あつて来ないということになれば、これはどこでどういう形で連絡するかわかりませうけれども、連絡して、話し合いをして解約せざるを得ないだろうと、このように考えております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今の答弁でも違っているんですよ。課長は来るか来ないかはわからないと言っているんですよ。来てくださいますとお願いしたけれども、課長には来るか来ないかは確約できませんでした。村長は来ると言っていると言ふの、こちらにもう既に違うじゃないですか。それで、3月来ると言いましたよね。課長は来てくださいますとお願いしたけれども、来るか来ないかはわからないと言ったんですよ。村長は来ると言ったんですよ。大体そこら辺からあやふやになっているから結果もあやふやな結果に終わるんじゃないですか。もっと毅然とした態度で臨めば、この問題はそんなに難しい問題じゃないと、私はそう思うわけですが、どこかにぶれているところがあると。この質問、何回しても、別に私は村長はじめのつもりで言っているんじゃないので、あと質問、答弁は要りません。もう少し毅然とした態度で臨んでもらいたいと思います。

二つ目の問題です。先ほども松本議員からも出ました。ことし、来年、再来年、非常に定年による退職の職員数が多くなると。十四、五名の退職者がこの3年間で出るんじゃないかなと、出るんじゃないかなというか出ることになるんですけども、現在職員数は、先般の予算書を見ましても54名と。これはことしの退職者を予定した数だと思うんですけども、この後、もう2年にわたって大量の退職者が出るわけで、補充は決まっているのが今1人。平成23年には、もしこのまま補充しなければ45人ぐらいの体制になってしまうわけなんです。現在でも非常に職員の方々は忙しくて大変だと、口をあげればそういうことおっしゃいます。特に私などは昨年職員のカット率を1%緩和するのに反対して従来どおりのカット率にしたものだから非常に風当たりが強かったと。仕事ばかりさせて給料は何も上げないと非常に言われました。私は内心それとこれとは話違うと思うんですけども、職員の気持ちもわかります。私にしても忙しくなって実入りが少なければ非常にグダメキになります。これは当然のことだと思つて私も甘んじてはおりますけれども、そのためにまたことしは退職者が多くなつて職員には非常に苦勞をかけると思つておりましたので、ことしのカット率1%緩和にも私は賛成したわけですが、賛成討論はしませんでしたけれども賛成しました。非常に職員には苦勞をかけていると思つております。

先ほど総務課長の答弁では、ことしの結果を見まして来年度以降の体制を決めていきたいようなお話がございました。その中で今役場の機構改革や課の数も少なくし、いろいろ検討しましたが、ここでもう一度この機構に対して、仕事をどうしたら少ない人数でやってもらえるのかということも含めまして、さらに機構改革をする必要もあるんじゃないかなというふうに思つております。そのことについて村長の考えをお聞きしたいと思つております。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） ただいまの藤田議員の、さらに機構改革を推し進めるべきで

はないかというご質問に対してお答えをしたいと思います。

まさに藤田議員のおっしゃるとおりだと思います。いずれにしましても、現在私考えていますのは、新年度に入るに当たりましては、機構を現在のままでとりあえず新年度に入って、新年度の中でもうとにかくどうしていけばよいか、さらにその機構について検討していくべきであると思つております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 財政の計画も非常に村長初め総務課長並びに課長さんたちが頑張つて本当にうまくいっていると思つております。ただ、私、はつきり知らないのではありません。はつきりしたものを言えないんですけども、何か職員数を少なくすることと国からの交付税の関係でも何か関係あるやにお聞きしたことがあるんですけども、例えば職員を3名ふやしたいというふうなことになった場合、こういうふうな交付税の関係とかそういう国、県などから入ってくるお金が減らされるんじゃないかというふうなことも言つていた人もありましたので、そういうことが本当にあるのかなと思つております。そのことについて、交付税並びにいろいろなお金が国から、県からいただくお金がありますけれども、それと職員数との関係があるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 職員数と交付税の間に関係があるのかというご質問でございます。お答えいたします。法律上にはそのようなことは書かれていないものと思つております。実際過去、私が特別交付税、このヒアリングを受験したことが過去数回ございます。県でヒアリングする担当者によく言われます。職員数ふやしてもいいだけ村が財政が大丈夫なんですと、このようによく言われます。そのことによって、減らされている云々というのは、蓬田村はある意味でかなり人員削減していますので、そのことについては実際削減されているというわけではないわけですが、一般的にも各町村の総務担当課長とお会いして話を聞いておられますと、そういう法律的な文言はなっていないけれども、そういうことをやられるよと言われはきています。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 法律的にはないけれども、そういうことが十分考えられるというふうなお話でございました。その中で例えば今、ことし5人、また来年4人、再来年5人というふうな非常に少なくなつていけば、職員にかかってくる負担というのは非常に、若



干補充したとしても非常に大きいものがあるわけでございます。その中で先ほども村長からもありましたように、今はいろいろな手当をカットして、職員には支給しないで仕事をしてもらおうというのはありましたけれども、何としてもこれは職員に頑張ってもらわなければ仕事は前に進まないの、またきょうあすに差し迫った仕事でなくても、今後の計画とかそういう問題で非常に職員には頑張ってもらわなければならないというふうに思っております。そのために今後の諸手当の復活といいますか、そういうのを考えていく必要があるなと私は思うわけですが、このことについてどう思うのかお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 職員に対する手当を改善するべきではないかというご質問でございますが、藤田議員のおっしゃることは十分わかりますが、手当の種類はかなり多岐にわたっております。それぞれによってそれぞれの性格がございます、一概に全部改善できるというわけにはまいらない状況もございますが、改善できるものは村長も改善したいと、このように話しております。手当ばかりでなくて、独自削減やっているものも、普通の状態に戻すべきであろうとも考えてもおりますので、その辺よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 次に進みます。ホタテ養殖の残渣への対応でございます。先ほどからもありましたけれども、平成21年度予算ではこの残渣に76万7,000円の補助金ということでございます。漁協では70トン进行处理すると。そのかかるお金の30%を補助してもらいたいというふうな話、先ほど課長からございました。それで、その金額が76万7,000円というふうなことでございます。

私が漁協関係者から聞いたら、ホタテの残渣というのは近年非常に多くなっていると。

毎年違うのではっきりした数は把握できないが、年間、中沢から広瀬までずっと、およそ5,000トンぐらいこの残渣があるんじゃないかというふうなことをおっしゃっております。そのうちの70トンを中心と何か処理したいというふうなことです。5,000分の70、割合に直せば1.4%にしかならないと。先ほどの質問の中にありましたように、非常に陸奥湾を汚すというところで監視の目が光っていると、その対策のためにやっているのには十分な感じも私もあります。ただ、それでは本当に環境がよくならないう。村長も当然漁業者への補助というよりも、蓬田村の環境をよくするために出した補助金だと私は解釈しておりますけれども、だとするならばこの1.4%の残渣処理をもっと多くしてもらいたいというのを漁協に逆にお願ひして、うちの方でももっと出すよと、もっと海をきれいにするための対策をしてくださというふうなことをこちらから逆にお願ひしなければならぬような状態じゃないかなというふうに思います。ちなみに、この5,000トン全量、もちろん先ほどの金額的な数字はまだ契約していないというふうに伺っておりますので概算の数字だというふうに思いますが、例えばこの5,000トン进行处理するとするならば1億8,250万円かかるわけですね。莫大な数字です。大体ホタテが1キロ、今は半生貝で100円ぐらいでございますので、この3分の1ぐらいの金が残渣処理に消えてしまうというふうなことでございますので、これは到底すぐには到達できない目標だと思います。海の水質が汚れてきている関係で残渣も多く出しているんじゃないかなと思います。そればかりじゃないと思います。地球の温暖化とかいろいろな問題があると思いますけれども、今後この補助金を先ほど課長は今後も継続してやりたいというふうなお話もございましたけれども、むしろ多くして環境をよくしなければならぬんじゃないかなというふうに思いますけれども、村長、課長、答弁を求めます、どちらでも結構でございます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） 答えします。

その前に、年間5,000トンというのを今初めて聞きましたのでびっくりしています。あと1億何千万の処理費ということで、それにも驚いています。私どもとしては養殖残渣処理計画ということで漁協組合理事者方から上がってきたものですから、その中身しかわからないという状況ですね。

あと、そんなに出て1億何千万という金になりますと村としても大変なことでございます。あとそれと受益者負担もございませぬ、それには。漁協負担は40%で受益者負担が30%というこの割合もございませぬので、漁業者の方たちも幾ら事業を見てやるとしても大変な負担になるわけでございます。5,000トンはちょっと大変な数字でございます。ですから、そうなりますと村としても継続できないかもしれませぬ、はっきり言って。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 5,000トン、これはもちろんまだ出てきていない数字ですので、はっきりしたことはわかりませぬけれども、中沢から広瀬までほとんどこれが現在は垂れ流しの状態であると。非常に海岸の、広瀬から長科まで河口がいっぱいあるわけですが、河も、その河口を見ましてもホタテの残渣がヤマセで、軽いものですから寄っていった河口をふさいでいるというのが見られるというふうなことでございます。非常に、海岸の漂着ごみとともに、この残渣処理というのは非常に海の資源を守るため、また海岸を美化するため、そして今後のホタテ養殖、ナマコ養殖が、ナマコ養殖じゃないんですけれども、ナマコ漁に対してもこの海の水質をなるべくきれいにしていかなければならないというのが緊急の課題であると思います。先ほど私が1億8,500万円、これほどかかるんだと、全部処理したとするならばです。これを3分の1なり4分の1でも、この1.4%をもう少し、もっともこの割合を高めていくためにも今後の行政でも頑張っていたらいいと、それが漁業を助けるというだけじゃなくして我々住民の生活も助けることになると、私はそう思いますので、このことについて村長からも一つ考えを聞きたいと思ひます。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） まさしく藤田議員がおっしゃるとおりでございます。まず、ホタテ残渣については、今我々伺っているのは、うちの方で漁協の三役と、そして事務的に職員と協議してきた、お金の換算すると七十何万ですか、これは3分の1の補助をします。そして、できれば中沢から広瀬までホタテを養殖している漁師の皆様方が出してください

よと、とりあえず今回は70トンの残渣が出てきたわけであり、これから70トンのものが80トン、80トンが90トン出てくるやもしれませんが、そういう場合はうちの方では3分の1の基本的な額、3分の1は対応していきたいと、こう思っております。ただ、漁業者の人たちもそれに対応しなければいけないということで大変だと思っております。今うちの方と漁協とは、はっきりうちの方では幾らやっても3分の1は対応していきますというところで協議していたわけでありまして、この辺はこれから、出る毎に、余計出たから、ただ藤田議員がおっしゃるとおり5,000トンも出た場合には、これはうちの方で、ざっと計算して1億5,000万円という話でしたので、3分の1になれば5,000万円近くになりますので、そうなることはそう簡単にいかないだろうけれども、今のような状況でやれば70トンクラス、あるいは100トンクラスであれば、200トンでもこれは対応できるだろうと。

ただ、藤田議員がおっしゃったような5,000トンとなれば、これは大変な額ですので、その辺までは果たしていけるかどうかわかりませんが、ただ、それ相応の応分の負担はしていきたいと、こう考えております。（「以上で質問を終わります。ありがとうございます」の声あり）

○議長（久慈隆一君） これで、2番藤田修一君の質問を終わります。

— 日程第5 一般質問 1番 久慈省悟議員

○議長（久慈隆一君） 日程第5、1番久慈省悟君の質問を許します。

○1番（久慈省悟君） ちょっとお昼の時間が過ぎてしまいましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。村長もまゆ毛の中の筋肉を緩めてお願ひします。

さきに何名かの議員が質問してしまいましたので、私も角度を変えた形で質問したいと思ひますけれども、一番初めに村営牧野の指定管理者について。村営牧野の指定管理費がどのようなになったのか報告がない。どのような結果になったかという当初の質問でしたけれども、この質問に関してはもう何度も聞きまして、これ以上聞いても新たな回答がないと思ひますので、この件に関しては求めません。

ただ、少し申し上げたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思います。

一昨年3月会期において取り急ぎ1月に臨時議会がありました。なぜ臨時議会まで開かれて3月会期に間に合わせなかったか、いけなかったのかと自分でも分別していたんですけども、それは芳賀アグリが指定管理者の代表を得るためにそういうふうにならざるを得なかったのかなと、そう思ひますが、やはり我々は小さくても大きくても公なんです。公と誓約書を交わして指定管理者に名前が代表で載る場合、やはり課長が3月に、4月ですか、北海道に芳賀アグリが行く、立ち寄ってもらえないかというお願ひうしたということですけども、お願ひではなく寄れと命令形で十分いと、私は通じると思うんですよ。なぜなら、今まで履行してこなかった、そういう責任を含めてやはりそういうふうな強い意思表示をするべきです。強い意思表示をすることによって相手もやはりそう簡単ではないんだと、やはり指定管理者に乗る場合は、何ていうんですか、行政とやはり指定管理者の間にそのくらい強い責任感を持って取り決め事を交わしていかなければならない。これはやはり行政に携わる者も地域住民から見ても本来強く要望されることではないでしょうか。その件に関して村当局の意見をお伺ひしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） 私としては強いという気持ちになれないものですから、お話しするときは大体穏やかに聞きますので、そうするのが行政かもしれませんが、今回皆さんに大変ご迷惑かけたことをおわび申し上げて答弁とします。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 課長も謝罪の気持ちがありますので、そのようにもしたと思うんですけども、やはりもう一度申し上げますけれども、私もやはり小さくても公ですので、公とやはり誓約書を交わして指定管理者の代表になるという、そういう業者はやはり約束事が尊重されなければならないのであります。

そして、まず私も賛成をいたしました。その賛成をした責任というのは、議員も責任を感じればこそ、やはり強い口調にもなるわけですよ。それはやはり村長の方も理解してもらわないと我々の立つ瀬もなくなると思ひますよ。それはやはり各議員がさまざまなことを申し上げるのは、これはいたし方がないわけですし、ましてや当肉牛生産組合という組合員も数軒という軒数は減ってしまったものの、まだ牧場を利用している以上、やはりその人たちの立場というの我也々議員も考えなければならぬし、そういうふうなことを考えた場合、やはりというだけに見過すわけにはいかないのがこれは現状として、村長の側近の方も、名前は申し上げませんが、これは解決しなければならない問題だと、そうやはり思っている。私がこの件に関して少しお尋ねしたとき、やはりそのような回答が私にも聞こえたわけで、やはり今5月に、村長は先ほど藤田議員にも当初の約束どおり50頭の予定から始めてくださいと、それが守られない場合は、やはり再度速やかに撤退をして白紙撤回に、白黒はっきりつけていただきたい。この件に関しては村長の立場としてご見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） 先ほど藤田議員に申し上げたとおりでございますので、そのことご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） まだその結果が出ていませんので、6月会期にその結果次第ではもう一度、また再質問いたしますので。

次、二つ目ですけれども、介護保険料について。これもまた何名かさきにご質問がありましたので、少し角度を変えてお伺ひいたしますが、当初この介護保険料というのは平成11年度に計画され、12年度から、12年、13年、14年、これが1期目で、15年、16年、17年が入り、18年、19年、20年と3期目を迎えて、今度は4期目の計画に入ったわけですが、徴収額を見ますと1期目が、12年、13年、14年度と1期目が少しずつ計画が高くなって徴収されました。2期目が1期目の最後の14年度よりも余剰金が発生したということで安く3,000円にとどまったわけですが、3期計画では4,600円という形で少し、随分上がったなど。今度から5,272円になるそうです。国の平成21年度の助成は1人当たり135円という金額がつくそうでした、5,272円、第1号被保険者が徴収される金額と聞いておりま

す。平成22年度は1人当たり68円助成されるということでありまして、今我々蓬田村が外ヶ浜という町にやはり合併しなかったわけです。そして、当初合併しない、このま村を生き残りをかけた5年計画というのも村長の口の方から計画案が示され、みんな痛みを伴ってきました。しかし、痛みはやはり伴って当然だと思いますが、我慢するところはややはり皆で我慢していかなければだめなわけです。そういう意味で、先ほど藤田議員も昨年1%の回復に反対して風当たりが物すごく強かったという意見もありましたけれども、私は何がなんでも反対したわけではありませんでした。年いった村長の右腕、左腕となれる各担当課長は村の運営者の仲間入りの一員ですから、そういう方々はやはり極力村に貢献をしていただきたい、本当に申しわけありませんけれども、そういう気持ちでした。それで定数削減を議員もいたしましたし、さらに職員以上に各議員の報酬というのでも下げているわけです。ただ自分たちの主張だけを、当然労働組合がございますから主張は労使交渉というのがございますから、中で五役の、組合五役の中で団交もなされると思いますが、若い方々はやはり職務に対してやる気を起こしていただかなければならないし、子供をつくってもほしいので、やはり若い人たちは面倒見ていかなければならないというの私の意見です。そんな中でやはりそれでも風当たりが強い、ただ単に反対したわけではないのという自分の気持ちの中にはありません。ですから、やはり今後さまざまこういう弱い立場の方々だけから徴収金額がこのようになりますからとご理解をいただくのではなく、これはやはりそういう立場の方々にも村独自に助成制度を設けて、坂本議員が申し上げましたように、一般会計からのやはり持ち出しというのでも十分考えていかなければ、国民年金をもらっている人は2カ月で7万円ですよ。2カ月で7万円。うちの母親もその年金に所属していますけれども、孫にお小遣いもあげられない、ふろにも行きたくても行けないと、こういう人の痛みをやはりわかるような行政でなければ蓬田村、今後ずっと存続していく以上はそういうこともやはり考えていかなければならないと、そういう助成制度を村長はどのように考えているのかなと、私はいま一度見解を伺いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課調整監。

○住民生活課調整監（青木昭信君） お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げたとおり、職員の人件費等に今現在一般会計から繰り入れをしておりますので、今後さらにということは今は考えておりません。以上です。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 担当調整監からの回答、答弁でございましたが、やはり助成制度、こういうのはやはりお金を右から左に移すというのは、やはり首長である村長殿の回答が一番いいのではないかなと思いますので、再度、申しわけございませんけれども、村長、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今調整監が言ったとおりでございます。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 新しい回答が得られなかったのは少し大変残念に思いますが、これ以上、先ほども何名か申し上げましたので質問をしても進展の回答が得られないと思いますので質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） これで、1番久慈省悟君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後0時42分 散会

— 上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員